

2012 年 1 月 18 日

鳥取県知事 平井伸治 様

日本共産党県議団
団 長 市谷知子
幹事長 錦織陽子

2011 年度 2 月補正・2012 年度予算要望

昨年 3 月 11 日の東日本大震災・福島原発事故からまもなく 1 年が経とうとしています。この「3. 1 1」の事態は、国民生活の基盤の脆弱さ、電力会社の儲けとそれを推進する政治のもとで国民の安全がいかにおびやかされていたかが露呈し、国民自らが政治のあり方・生き方をすどく問いかける状況が生まれています。そして、安心安全を第一に考えたくらしや政治、大量生産・大量消費に浸ってきた生活から地球環境にやさしく持続可能な社会への転換を求める世論が大きく広がっていることは、知事も認識を一にするものと確信します。

しかし、政権交代から 2 年半の民主党野田政権のもとでの政治は、被災者支援は大きく遅れ、いまだ原発推進に固執し、多くの被災者や国民の願いにこたえるものとはなっていません。その上、普天間基地撤去、後期高齢者医療制度廃止、子ども手当、労働者派遣法抜本改正、最近では八ッ場ダム建設中止など、これら自らが掲げた政権公約をことごとく投げ捨て、突如としてアメリカ・財界よりの TPP 推進・「参加表明」にまい進し、直近では、公約違反の消費税増税を含む「社会保障と税の一体改革」に首相が政治生命をかけるなど異常な事態となっています。

また、2012 年度政府予算案では、震災復旧・復興予算は特別会計で 3 兆円余、原発の除染・廃棄物処理など原子力災害復興関係経費を 4811 億円あてています。しかし一般会計では、年金支給額の 1.2 %削減、介護保険料・利用料の引き上げ、協会けんぽ保険料率 9.5% から 10%への引き上げ、義務教育国庫負担 91 億円削減などくらしに冷や水をあびせながら、原発推進予算 4188 億円、1 メートル 1 億円の東京環状道路を含む幹線道路ネットワーク整備 4899 億円、首都圏空港強化 118 億円、1 機 100 億円の戦闘機 4 機分を含む軍事費は 5 兆円規模を維持するなど、財界・アメリカには大盤振る舞いです。そしてこの結果、税収 42 兆 3460 億円余りに対し新規国債は 44 兆 2440 億円と、3 年連続で国債が税収を上回り、財政に更に穴を開けていることは深刻な事態です。

こうしたゆがんだ政治を続けている背景には、民主党政権が、アメリカ・財界いいなりという旧自公政権と同じ古い政治から脱却する意思も展望も持ちえていないがゆえに、国民との矛盾は一層深まり、政権維持のためにはアメリカ・財界に「すりよる」しかないという立場におかれていることがあります。そして同じ軸足をもつ自民・公明との「3 党合意」で、この異常で危険な流れを加速させていることは注視する必要があります。加えて、橋下「維新の会」の「大阪都構想」「職員基本条例」「教育委員会条例」といった独裁的な政治が生まれてきていることは大変危険であり、さらにこの内容は、まさに財界中心の民主・自民・公

明の政治と同質のものであることを直視する必要があります。

今日は、こうした危険な政治の流れと国民の願いが交錯する「激動の情勢」であり、新しい政治を切り拓くためには、これまでの政治悪化の原因が財界・アメリカ中心政治にあったことをしっかりと見定め、国民・県民生活中心の政治を、県民に寄り添い、力を合わせその実現に正面から立ち向かう政治姿勢が問われています。そして、この政治転換をやりとげるなら、年間 1.7 兆円にも及ぶ大企業・大金持ち優遇税制、5 兆円の軍事費、原発推進予算 4200 億円、320 億円の政党助成金の聖域にメスが入り、国政と地方政治、国民生活において、財政・経済の好循環をつくりだすことができます。外交でも不平等で、基地・米軍維持の莫大な財政を伴う日米安保条約から解消されアメリカと友好条約を結ぶことによって、基地撤去で国民生活の安全と財源をつくり、アジアの中での緊張関係を解消し日本国憲法にもとづいた平和外交展開の展望が生まれてきます。県政でも、定期貨客船支援やクルーズ船誘致、外国人観光客誘致など細切れで不安定な外需依存から、県民の生活・雇用、地元中小企業・農林漁業支援といった県民の暮らしを直接応援する流れを太くしてこそ、持続可能な好循環の経済を築くことにつながります。

激動の情勢を、こうした展望を描きながら、県民本位の県政運営・予算編成にあたられることを求め、以下要望します。

1. くらし・社会保障

- (1) 「税と社会保障の一体改革」は、消費税増税しても社会保障は低下する内容である。また消費税は低所得者ほど重い負担となる逆進性が強く、消費を冷え込ませの経済悪化に拍車をかける。百害あって一利なしの「税と社会保障の一体改革」の撤回を求め、聖域となっている歳出改革（5 兆円の軍事費、4 2 0 0 億円の原発推進予算、3 2 0 億円政党助成金など）、歳入改革（法人税 5 % 減税中止・証券優遇税制中止で 1. 7 兆円など）によって暮らしの予算捻出の努力を国に求めること。
- (2) 年金支給額の 2. 5 % 削減、支給年齢の引き上げの中止と、生活できる最低保障年金制度の創設を求めること。
- (3) 介護保険料・利用料の減免制度を創設すること。介護報酬とは別に介護現場で働く人の賃金を引き上げるための制度を継続・創設を求めること。不足している特別養護老人ホーム、ショートステイを増床すること。
- (4) 生活保護
 - ①厚労省は「生活保護制度に関する国と地方の協議」で政策保護費削減策を具体化した「中間まとめ」を決めた。職業訓練の一つ求職者支援制度を活用しない受給者には保護費を支給しない仕組みの導入を盛り込むなど、保護を必要とする人たちを排除しかねない重大な内容となっている。また保護費の引き下げは最低賃金、年金、保険料などに連動しているため国民全体に悪影響となる。このような制度改悪を中止するよう求めること。
 - ②保護費の老齢加算の復活を求めること。

③灯油価格が以前にくらべ倍増しているが、保護費の冬期加算は従前のままである。増額するよう求めるとともに、県としても上乗せすること。

(5) 医療

- ①医療費定額負担制度の中止を求めること。70歳から74歳の医療費窓口負担を倍の2割にすることを中止するよう求めること。
- ②国保の国庫負担の増額、広域化の中止と保険料・窓口負担減免制度の充実を求めること。県独自で国保料減免支援をすること。資格証明書・短期保険証の発行をやめるよう求めること。国保に出産手当・傷病手当制度を創設するよう求めること。
- ③やむなく救急で医大に搬送された場合でも、治療で終わり、入院にいたらない場合、5000円の支払いを求められる。ケースを見極めるよう改善をもとめること。
- ④以前県立中央病院整形外科で、治療上個室が必要な場合や一般病棟が満床で個室になる場合でも、同意書を取って個室料を徴収していたことがあったが、同様な事象が他の病院でも行われている。県内の病院を調査し改善を求めること。

(6) 障がい者・慢性疾患・難病

- ①総合福祉法の骨格提言を尊重し、障害者自立支援法にかわる「障害者総合福祉法」の制定を求めること。
- ②障がい者県特別医療助成制度は元の無料にもどすこと。せめて治療の一環である入院給食費は無料にすること。
- ③障害年金額の引き上げ、障害者の国保料の全額免除を国に求めること。
- ④平成25年8月制定予定の障がい者総合福祉法移行にあたって、現在受けている支援の継続を保障し、県のとりくみ方針や具体的な施策を明示すること。
- ⑤障害者・団体の旅行に必要なリフトつきバスが不足している。県として整備すること。
- ⑥平成24年度から市町村に委譲される障がい者相談員を削減することがないよう働きかけること。
- ⑦院時に病院内でもホームヘルパーやガイドヘルパーが利用できるようにすること。
- ⑧障害者に後見人ができると選挙権を喪失するが、権利制限にあたるため、機械的な対応ではなく、本人状態にあった対応ができるように、見直しを求めること。
- ⑨小規模作業所・事業所
 - ◎「障害者総合福祉法」施行までの間、新法に移行できていない小規模作業所の補助金を継続すること。
 - ◎新法移行後、2ヶ月報酬が入らない期間が生まれている。「前払い制度」を創設するか、無利子・無担保の貸付制度を創設すること。
 - ◎市町村の地域活動支援センターの補助金が低いため運営が困難になっている。県が上乗せ支援すること。
 - ◎障害者事業所での「工賃」に対する直接支援及び県・市町村事業の作業所への委託事業の定期的啓発と発注をすること。高知でやっているように公営住宅での水道メーター計算や庁舎清掃の入札参加加点に障害者雇用を加えること。
- ⑩透析患者の治療推進のため、透析専門医師の養成・配置は民間まかせにせず公立病院で意識的・系統的に行うこと。透析治療医療機関が減少する中で週3回の透析が貫徹できるよう重い負担となっている通院交通費支援を行うこと。災害時・緊急時にも透

析が継続できるよう水・電気・治療食の供給及び透析医療支援ネットワーク体制（ガソリン不足の際の通院対策を含む）を整備すること。できるよう慢性腎臓病の増加が見込まれ国も予算増額を予定しており、呼応して県としても慢性腎臓病対策検討会を立ち上げて今後の治療体制等について検討を始めること。

⑪聴覚・視覚障がい

◎「情報・コミュニケーション法」制定を国に求めること。

障害者基本法第 3 条 3 では、「全ての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会拡大が図られること」と規定され、衆参両議院においての付帯決議「国は、（中略）障害者に係るコミュニケーションに関する制度（中略）について検討を加え、その結果について、法制の整備その他の必要な措置を講ずること」と改正されている。

◎ 3. 1 1 大震災・津波では情報が行き渡らず逃げ遅れた聴覚障がい者が出でている。この教訓を踏まえ、現在も各圏域に何らかの聴覚障がい者関連施設があるが、日常的に身近なところで、総合的に、24 時間体制で、手話通訳者設置・派遣、相談、啓発、災害支援本部となる、聴覚障害者センター（仮称）を東部・中部・西部に緊急整備すること。県・市町村（支所含む）に手話通訳者を配置すること。

◎米子市の補助事業である「聴覚障がい者生活支援事業（デイサービス）」の 24 年度以降の継続が関係者から心配されており、法に位置づけられた「地域活動支援センター」利用が有効であるが、手話によるコミュニケーションで関係・安心が成り立つ聴覚障がい者にとって、法の「3 障害一体」は使いづらい。各圏域に聴覚障がい者地域活動支援センターを確立すること。

◎県内の大学・専門学校・高等学校などに通う聴覚障がい者に対する情報アクセスおよびコミュニケーション保障が不十分であり、資格がとれない状況がある。コミュニケーション保障の環境を整備すること。

◎聴覚障がい者にとって、「あんしんトリピーメール」は災害情報を得るには有効であるが、情報が遅いので、リアルタイムで情報提供すること。

◎事故や天候による運航の変更があっても視覚・聴覚障害者が安心して鉄道が利用できるよう、無人駅に放送設備・電光掲示板を設置するよう求めること。

◎公的郵便物の点字化及び S P コード化すること。

◎市町村の日常生活用具の給付に格差がでないようにすること。（例えば点字ペンディスプレイは鳥取市・倉吉市では視覚障がいだけでも利用できるが他では視覚と聴覚の重複でない対象外）

⑪精神障がい・疾患

◎精神疾患及びその疑いがある本人及び家族に対し早期介入・早期支援できるよう A C T のような 24 時間対応の支援体制を全県下に拡充すること。家族相談窓口や家族教室開催の制度を確立すること。地域での見守り体制を充実させること。家族会

支援が県から市町村になることで生まれている格差をなくすこと。

- ◎思春期でのいじめなどが精神疾患に関係しており、中学校・高校の教育現場で、精神疾患に対する理解をすすめる取り組みをすること。
- ◎県立病院での精神疾患病棟を確保すること。
- ◎精神疾患への専門対応できるグループホームや福祉ホームなどの居住の場をつくること。
- ◎JR 運賃の割引制度を精神障害者にも適用するよう要請すること。

⑫身体障がい

- ◎身体協会の自主的な活動資金確保として、県立施設で優先的に自動販売機設置ができるようにすること。中四国身体障害者福祉大会（11 月 15 日～16 日・県民文化会館）経費助成をすること。
- ◎県肢体不自由児協会の機関紙「いずみ」発行経費助成、県肢連大会事業助成を継続すること。

(7) 住宅

- ①県営住宅のこれ以上の市町村移管はやめ、増設計画をもつこと。
- ②県営住宅の入所基準を超える収入の世帯や、契約者の死亡などで相続人に権利の承継が認められず明け渡しを求める場合、入居者に対して十分な説明と明け渡しに要する期間について一定の猶予日数をもうけること。

(8) 県社会福祉協議会関係

- ①県社協が提案する、すみなれた地域でニーズ把握とそれへの適格な支援が速やかに行え、地域住民や関係機関・団体で構成する「鳥取流安心誠意活総合支援ネット」への支援（人件費、事務費等補助）を行うこと。
- ②県社会福祉協議会が東日本大震災時に行ったボランティア活動を発展させ、「とっとりボランティアバンク」創設を支援し、日常的・広域的に支え合う体制を整備すること。
- ③福祉・介護人材の育成・定着のため、県福祉人材センターが行おうとしている「福祉・介護人材就労支援事業」「福祉人材定着支援事業」への支援を行うこと。また国の介護職員処遇改善交付金廃止に伴い県独自の支援制度を創設すること。
- ④基幹的社協（鳥取市、倉吉市、米子市）が行う地域福祉権利擁護事業に対し専門員を各 2 名配置しているが、インターネットの普及や福祉制度の直接契約制度への転換など社会情勢が複雑・困難になるに合わせ相談内容も複雑化・増加しており、対応が難しくなっている。専門人を各地区 1 名ずつ増員すること。
- ⑤県社会福祉協議会は、県行政に代わり県内での地域福祉を推進していく事業等を行っているが、自主財源が乏しいため職員の非正規比率が高まっていることは問題である。運営費を増額すること。
- ⑦知的障がい者の親亡き後の生活不安ははかりしれないものがある。従来あった知的障害者相談員活動推進事業が県から市町村事業へと転換される事に伴い、全域的な相談事業の継続性も心配されている。いずれにしても当事者に寄り添った支援には

関係者の関わりは欠かせない。関係団体である「県手をつなぐ育成会」が設立しようとする「知的障がい者後見支援センター」への運営支援を行うこと。

- ⑧民生児童委員は、生活困窮者の公的で身近な相談相手であるが、社会情勢が複雑化し中山間地域の多い鳥取県にとって、相談件数や活動地域が増大し、委員の活動が困難になっている。行政が委員の役割を再確認し、行政との経験・意見交流の場を増やし、活動費を増額し、とりくみが行政サービスにきちんとつながり、生き生きと活動できるようにすること。
- ⑨老人クラブの活動は、地域の絆をつくり、高齢者の活動参加の機会となっている。しかし会の努力も行われているが会員数が減少する中で、活動推進員の役割は重要である。従来の老人クラブが行う事業費支援の継続と同時に、活動推進員増員のための支援をすること。
- (9) 引火性溶剤を用いるクリーニング工場で、建築基準法の用途規制違反が全国に多数生じていたことが明らかになっている。機種変更や機械の設置場所の早期の改善が必要であるが、長年国が放置してきたことや零細事業者が多いことにかんがみ、早期に必要な安全対策をすすめるための、無担保・無保証・無利子の融資制度を創設すること。
- (10) 県では平成20年度から「健康づくり文化創造プラン」が策定・推進されているが、いまだ野菜摂取量は300gと全国平均の350gに達していない。鳥取県は脳血管疾患・がん・糖尿病・脂質異常等の生活習慣病の発生率が全国に比べても高く、子どもから大人まで、各年齢層に応じた食育・栄養指導を思い切って進める必要がある。しかし栄養士会が年齢各層に応じた指導—生活習慣病予防のための栄養改善事業、食育事業、加工食品栄養成分表示推進事業、また3・11震災を受けての災害時非常食アンケート実施支援と食品備蓄の検討は健康政策課対応でないとして一部提案が削除されている。「食のみやこ」を標榜する鳥取県にふさわしく、実施にむけて、健康政策課、長寿社会課、教育委員会、防災局など部局横断的に対応すること。
- (11) 消費生活センターの民営化をやめ、相談員を正規職員とするなど処遇改善をはかること。
- (12) 郵政の一層の規制緩和の中止を求め、郵政事業のユニバーサルサービス保障のためにも、民営化以前のような公的事業体による三事業一体にもどすよう求めること。

2. 子ども・子育て・教育

- (1) 「幼保一体化」「待機児童解消」の名の下に、「こども園」との直接契約で子育ての公的責任をなくし、子育て支援に所得による格差を生み出す「子ども子育て新システム」の中止を求め、不足している保育所の増設、幼稚園補助金の増額で保育・幼

児教育を保障すること。

- (2) 保育園の保育料・幼稚園授業料はこども一人目から安くなるよう、また前年収入で固定するのでなく急な減収や離婚による収入減に対応した保育料減免制度創設のため県が支援をすること。
- (3) 育児休暇明けの保育園年度中途入園に対応できるよう、年度当初から保育士を追加配置する制度を、私立保育園同様に公立保育園も対象に加えること。
- (4) 地域主権一括法による県条例では、保育所基準は、子どもの最善の利益を考慮して従来につめこみを解消し、関係者と協議しながら、保育士配置は従来以上のもとし、最低でも 1 歳児 1 : 4.5、3 歳児以上 1 : 15、4・5 歳児以上 1 : 20、認定こども園はせめて 1 : 30 となるよう県が支援をすること。
- (5) 県の幼稚園担当が子育て支援課となっているが、「幼児教育」の位置づけを明確にした組織体制を確立すること。
- (6) 学童保育は家庭の代わりであり、こちよい居場所となり、市町村によって格差がでないよう、鳥取県独自の学童保育の設置運営基準を策定すること。委託料や指導員給与の増額、ひとり親家庭の保育料減免制度創設のために、県が支援すること。
- (6) 子どもの医療費無料化を国に求め、県独自でも無料化をはかること。
- (7) 県の少人数学級を引き続き推進し、1 学級 35 人から 30 人へと更に拡大を目指すこと。また今回の国の 35 人学級の実施は教員の加配によるものだが、安定した運営ができるよう法改正を国に求めること。
- (8) 県内の中山間地では現在でも小規模の学級編成になっている市町村が少なくないが、県の少人数学級の実施により、加配基準を引き上げることのないよう継続すること。
- (9) 義務教育の無償化にふさわしく、指定教材費への支援及び、学校給食無料化のための支援を行うこと。
- (10) 子どもの貧困解消のため、就学援助の国庫負担の復活を求めること。
- (11) 返済不要の給付型奨学金制度を創設するよう国に求めること。
- (12) 高校授業料は公立だけでなく私立高校も無償となるよう県の支援を強めること。また低所得者を対象にした高校通学経費や教材費の助成制度を創設すること。
- (13) 多忙な教員にとって大きな負担となり、子どもたちから教員を引き離す教員免許更新制度の中止を求めること。せめて受講料を無料となるようにすること。
- (14) 大山青年の家は県の直営で運営すること。
- (15) 人権学習で依然として「部落民」宣言を強制する人権主任を黙認していることは問題である。児童生徒の心を傷つける同和教育は中止すること。
- (16) 私立学校関係
 - ◎専修学校、技能教育施設への補助を増額すること。
 - ◎自動車教習所の自動車への課税を免除すること。
 - ◎専修・各種学校のガイドブック作成費用助成、専修学校フェア開催経費助成をすること。

◎県私学振興財団事業である退職金給付資金給付制度および共済制度補助金及び、私立学校経営相談事業補助金を堅持・拡充すること。

- (17) 県高等学校総合体育大会、中国ブロック高等学校選手権大会、全国高等学校総合体育大会派遣への補助金を継続すること。
- (18) 県中学校総合体育大会、中国ブロック中学校選手権大会、全国大会・中国ブロック大会選手派遣への補助金を継続すること。
- (19) 県小学校運動記録会開催事業補助金を継続すること。
- (20) 県 P T A 協議会の調査研究研修事業、機関紙発行事業、研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業、P T A 指導者支援事業・研究大会派遣事業への補助金を継続すること。

3. 雇用

- (1) ソニーで働く請負・派遣労働者に対して三洋電機同様の育児介護休業法違反の行為がなされている。調査し、是正すること。
- (2) このたびの三洋電機の事業再編による離職者が 371 人でなく 541 名と職場で紹介があったと聞いている。県外出向者の数字も含め雇用再編の実態の報告を求めること。また実際の離職時期が 3 月末の労働者や今後の雇用再編の動きもあることから法違反がおきないように引き続き労働局と連携対応すること。
- (3) 若者の県内就職・定住促進のため、県内就職の説明会に参加する際の交通費、県内業者の就職説明会参加経費、県内企業就職内定者への自動車講習費用助成をすること。
- (4) 製造業派遣や登録型派遣の禁止はもちろんのこと原則派遣は禁止とする労働者派遣法の抜本改正や最低賃金 1 0 0 0 円以上を求め、県公契約条例を制定し、安定した雇用と収入を生み出すこと。
- (5) 失業が長期化しており、雇用保険の給付期間の延長及び給付切れ後の生活費支援を求めること。

4. 中小企業対策

- (1) 中小企業の固定費（人件費・家賃）助成をすること。
- (2) 県産材活用促進のため、木のすまい助成制度の助成金額を、新築 80 万を 100 万に、リフォーム 29 万を 40 万に増額すること。また、建築大工の後継者育成と伝統技能継承のため、材料加工をプレカットでなく手刻みで行った場合の 5 万円の助成制度を創設すること。在来軸組工法の木造建築への助成をすること。
- (3) 仕事おこしを目的として、木材活用以外の住宅リフォーム助成制度も創設すること。
- (4) 公共事業にかかわる設計委託の積算単価は実費を上回る価格を設定すること。また、

屋根保温材であるカラールーフィングの積算単価を適正価格である370円/㎡～440円/㎡となるようにすること。

- (5) 「中小企業振興条例」を制定し、中小企業者が主役となる中小企業振興会議を設置して、必要事業の調査・検討・推進をはかること。また1万人雇用創出対策でも同様の対応をすること。
- (6) 経営安定関連保証強化出捐金、信用保証負担軽減補助金、震災対策商工業復興支援緊急対策事業信用保証料軽減補助金、鳥取県経営活力強化資金を継続すること。
- (7) 商工会の経営指導員の減員を中止し、増員すること。
- (8) 鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターは中小企業の福利厚生に重要な役割をはたしている。全県網羅できる体制となるよう支援をすること。

5. 農業・地産地消・食の安全

- (1) TPPへの交渉参加も、事前協議も行わない、断固反対の意思を国に示すこと。
ミニマムアクセス米の輸入中止、食料主権や国内農業生産を脅かす自由貿易協定には参加しないよう求めること。
- (2) 国の農業予算は10年前の3兆4千億円から現在2兆2千億円と年々減少の一途をたどっている。災害復旧予算は別枠で増額しながら、食糧自給率向上のための農業基盤を強化するため農業予算の抜本的増額を国に求めること。
- (3) 新規就農者が経営確立できるまでの計画的・継続的研修・設備投資・生活支援を充実させること。県においては、新規就農応援交付金の抜本的増額、就農条件整備事業の軽トラック支援の復活と事業全体の増額をすること。また住環境、教育福祉政策など総合的に地域に定着できる支援制度を確立すること。
- (4) 新規就農者育成や技術・経営指導など農業対策充実が求められる今、農業改良普及員を増員すること。
- (5) 米をはじめとする農産物の価格・所得保障制度については、とりわけ中山間地域の多い鳥取県にあった再生産可能な制度となるよう改善を国に求めると同時に、県独自の米価保障制度を創設すること。
- (6) この間の台風・雪害で県特産物のブロッコリー、白ねぎが連続的に被害を受けているが共済制度がない。産地維持のためにもブロッコリーと白ねぎの共済制度を創設すること。また野菜価格安定制度の指定品目にブロッコリーの追加、価格補填基準の引き上げ、基金の出荷団体負担軽減を求めること。
- (7) 梨産地を維持するため、価格下落時の県独自の梨の価格・所得保障制度を創設すること。
- (8) 需要が増加している加工・業務野菜への国産対応を強化するため価格補填制度を創設し、県独自の支援制度を創設すること。
- (9) 災害が相次いでいるが、大災害に対応した補助制度を創設し、種子・苗・農薬等の生産経費の一部助成による再生産に向けた支援制度を確立すること。

(10) 畜産・酪農

- ①畜産・酪農にも価格・所得保障制度を創設するよう求めること。
- ②配合飼料の価格高騰による農家負担軽減のため配合飼料価格安定基金の財源確保を国に求めること。また飼料稲の生産と同時に、牛だけでなく鶏や豚にも幅広く活用でき、水田を生かすことができる飼料米への価格支援を継続して、飼料自給率向上に努めること。また耕畜連携による飼料米・稲の生産・販路拡大や、機械導入および供給作業・保管管理への助成を行うこと。
- ③ 肉用子牛価格安定対策事業および肉用肥育経営安定対策事業の継続と基金造成にかかる県補助を継続すること。
- ④ 牛王国鳥取復活のため、育種価算事業の復活、系統保留支援事業を継続させること。
- ⑤ 蹄疫対策特別措置法は平成 24 年 3 月 31 日までの時限立法であり、的確な初動防疫対策を講じるため恒久法として整備するよう国に求めること。また、家畜防疫補助基金は昨年度の口蹄疫発生によって基金不足となっているため、機構の負担割合の引き上げや基金規模の拡大など充実をはかるよう国に求めること。また県の農場等への防疫支援を継続すること。

(11) 食の安心安全・地産地消

- ①安心安全な食材を鳥取県からという地産地消の概念は、産業振興とは区分して対応すること。学校給食での地産地消推進のため、米とパン、米粉と小麦の差額補填の継続と恒常的な支援、また県産大豆をつかったみそ・しょうゆ生産と給食提供を支援するなど、県産食材の活用を広げるため県産食材への直接助成を強化すること。
- ② 原発事故により大きく傷つけられた国産農畜産物の信頼回復のための対策を強化し、放射能の影響分析や食品衛生行政等の的確な情報発信、風評被害の鎮静化対策強化をはかるとともに、東京電力への賠償請求にかかる県協議会未設置県における牛肉・梨等の間接的な風評被害における価格補償等への支援措置を講じるよう国に求めること。また、肉用牛の全国統一の全頭検査体制の確立し、費用を全額国庫負担するよう求めること。
- ③ 残留農薬分析費用助成をすること。
- ④ 平成 23 年度から開始された環境保全型農業直接支援制度のさらなる充実を国に求め、県として特別栽培と切り離れた有機農業推進計画を策定し、目標をもって有機農業の推進をはかること。鳥取農業大学校の履修課程に有機農業を加えること。
- ⑤水田調整カウントについて、鳥取市は平成 24 年度分の有機米と特裁米は 1 割調整となったが、有機米は特裁米に比べてさらに収量が落ちることから、2 割調整にするよう市町村を指導すること。

(12) 西部農協では畑作遊休農地対策センターを立ち上げ、農家から機械をかりて取り組み、白ネギ、イモの作付けによって遊休畑地が減少している。新規就農者も取り組めるよう機械リースに対する県支援を行うこと。

(13) ライスセンターや梨の選果場などの農業関連施設が老朽化し、雨漏り対策や機械更

新が必要となっているが国の補助制度が無い。国に支援を要請すると同時に、県独自の支援策を創設すること。

- (14) 就農者の高齢化に伴い、農道周辺の除草作業が大きな負担となっているため、オフセットシュレッター設置助成で除草の機械化をすすめること。また除雪機械スノーブロワ設置助成をすること。
- (15) 耕作放棄地が拡大しており、経営戦略を樹立し、担い手に対して、最低 5 年程度の経営安定対策等を講じること。
- (16) 各地で集落営農や、最近では船岡では県生協と共同で「生協農園」を行うなど農地維持の創意工夫が行われているが、鳥獣被害が深刻で営農意欲をそいでいる。県の有害鳥獣担当部署、担当者による研修会の開催や、ハンターの養成、猟友会が行うが害獣駆除への補助制度を創設すること。森林組合の木材を活用して集落単位で囲める鳥獣被害柵への支援を検討すること。
- (17) 農林水産業団体支援交付金の継続と増額をすること。
- (18) 「子ども農村魚村交流プロジェクト」実施のための県協議会を立ち上げること。
- (19) ふるさと雇用再生特別基金事業を活用しての特産物の開発や販路拡大活動が継続できるよう、基金事業の継続を国に求め、県としても継続のための手立てを講じること。
- (20) 農業委員会活動強化対策事業、農業会議運営・活動費を継続すること。県版農の雇用事業の相談員を増員するため経費を増額すること。
- (21) 土地改良区基盤強化支援事業、管理指導センター運営費、換地センター運営費、しっかり守る農林基盤交付金を継続すること。

6. 漁業

- (1) 魚価安定制度を創設・充実するよう求めること。
- (2) 東日本大震災の経験を踏まえ、漁港・漁場の耐震・津波対策、長寿命化をはかり、漁港関係労働者の緊急避難所を整備すること。
- (3) 漁港での転落事故防止の為、浮き輪・梯子の増設と AED の設置をすること。
- (4) 漁港の鳥の糞対策として、シャッターのない上屋への防鳥対策を講じること。

7. 林業

- (1) 森林林業は、水源涵養をはじめ県民の生命・財産をまもるべく多面的役割を担っている。そうした地点にたって「県森林・林業再生プラン」の本格的実施にむけた具体的施策の展開を具体的にかつ大胆にすすめること。
- (2) 木材搬出には路網作業道整備が欠かせない。従来あった林・建連携路網整備事業を復活させること。

- (3) 国の緑の産業再生プロジェクト事業は、公共施設や木質バイオマス利用等の利用促進もセットにした事業として恒久事業化し、地域特性に合わせて利用できる制度となるよう国に要望すること。
- (4) 路網整備、間伐を実施する高性能林業機械導入への助成をすること。
- (5) 間伐材搬出助成の継続。また低質材の利活用（木質バイオマス、チップ）のための、搬出経費の嵩上げ支援をすること。
- (6) 森林施業団地化推進事業及び、「ふるさと雇用」活用の補助員助成を継続すること。
- (7) 林業の担い手育成のため鳥取県版緑の雇用事業を継続すること。
- (8) 林業担い手育成財団は、林業事業者等の労働者の福祉向上と研修実施など担い手育成に重要な役割を果たしている。しかし財源である基金の運用益が金利低迷で減少しているため、運営費助成を増額すること。
- (9) 県森林林業再生プラン実現のためにはそれを支える森林組合の体制強化は欠かせない。雇用資金の利子補給やプラン推進のための指導経費助成、森林施業集約のための部落座談会、地域説明会等を支える活動経費を支援すること。
- (10) 鳥取県の山を守り育て、水源涵養など山の多面的機能維持にとって、県産材活用・自給率向上の本格的な推進が必要となっている。木材生産・流通一体のモデル事業にとりくむこと。また L V L 合板ニーズが高まっているが、安い外国産材や県外産材に圧され、鳥取県の県産材は割高となっており、県産材や国産材を活用している県内合板材加工会社の経営悪化の一員ともなっている。県内合板加工会社の合板利活用助成制度の創設や販路拡大への支援をすること。外国産材と県産材の差額補填制度を創設すること。
- (11) 木質バイオマス普及促進をはかること。
- (12) 県内には木材乾燥機が少なく乾燥材の供給に限界があるため、乾燥機導入助成制度を創設すること。
- (13) 用材向け県産材が不足傾向にあるため出材促進をはかり、用材ストックのための短期運転資金を創設すること。
- (14) 木材の入札は、東・中・西のブロック別の分離発注とすること。
- (15) 森林整備の際に、長伐期施業の推進により齢級構成がいびつになっている。小面積皆伐の施業にとりくめるモデル事業を創設すること。
- (16) 森林での作業は危険も伴うこともあり、携帯電話の不感地区をなくすこと。
- (17) 竹林内作業路の補助制度を創設すること。

8. 災害対策

- (1) 一戸 300 万の被災者生活再建支援金の増額を国に求めること。
- (2) 小中学校・保育所・幼稚園、市町村の避難所の耐震化支援をすること。せめて県立高校が無い地域の小中学校への支援をすること。
- (3) 津波の避難所確保のため、国庫補助のある避難タワー設置、民間マンション・ビル・

公営住宅の屋上が活用できるよう外付け階段の設置と災害時のマンションセキュリティ解除の契約をすること。

9. 原発・エネルギー・環境

- (1) すみかやに期限をきって原発から撤退することを国に求めること。再生可能エネルギー全量買取料金を利用料金に跳ね返らないようにするため原発推進予算の活用を求めること。
- (3) 原子力推進機関から完全に独立した規制機関を設けるよう求めること。
- (4) 島根原発ゼロ実現のため、定期点検中で老朽化した 1 号機、点検に入る 2 号機の廃炉、及び 3 号機の稼働中止を求めること。
- (5) 原発からの避難計画は、風向きを考えた科学的な方向への避難を基本とすること。
- (6) 放射線量・汚染の定期的で綿密な調査を行い、公表すること。
- (7) こどもがいる学校や施設の放射線量調査とヨウ素剤の備蓄をすること。
- (8) 再生可能エネルギーの推進のため小水力発電装置設置などへの助成をすること。ペレットストーブ購入助成をすること。
- (9) 中海の環境修復について、森山堤一部開削後のモニタリングが続けられているが、依然として改善に向かっていない。米子・境港両市の両堤防開削決議を尊重し、反時計回りの潮流を取り戻す取り組みを具体的にすすめること。
- (10) 淀江町の産廃最終処分場計画を撤回し、産廃の焼却主義をやめ、さらに 3 R、分別を徹底すること。国にも求めること。

10. 財政・税制・「政治と金」

- (1) DBS クルーズ貨客船への税金投入は撤回すること。
- (2) 県税滞納整理機構の総括を行い、機構を廃止すること。
- (3) 政党助成金の廃止と官房機密費の公開を求め、無駄遣いにメスを入れること。
- (4) 企業団体献金と天下りの全面禁止を求めること。この間鳥取県議が役員をつとめていた福祉法人で不正支出事件が 2 件も起きている。県議が役員をつとめている団体への事業発注・委託は中止し、県職員の県の外郭団体等への天下りを禁止し、退職職員紹介名簿も廃止すること。

11. 外交・防衛

- (1) 普天間基地撤去・名護市辺野古沖への新基地建設中止を求めること。
- (2) 自衛隊美保基地からの海外派兵及び米軍利用の中止を求めること。
- (3) 岩国基地からの米軍低空飛行訓練の中止を求め、低空飛行の実態調査を定期的に公表すること

- (4) 日朝平壤宣言にもとづいて、拉致・核・ミサイル・過去の植民地支配の清算問題などを、6カ国協議再開の努力をし、包括的に話しあい、北朝鮮との国交正常化交渉を前に進めるよう求めること。
- (5) 非核自治体宣言の県にふさわしく、核兵器廃絶を求め、そのための行動や啓発活動に取り組むこと。

12. 民主主義・男女平等・その他

- (1) 関西広域連合からの脱退と、これ以上の事業参加はやめること。また「中国地方広域連合」の創設は中止すること。
- (2) 県男女共同参画計画にもとづき推進を図ること。そのためにも男女共同参画課の位置づけを高め、部局横断の推進会議を定期的で開催し進捗をはかること。
- (3) 青色・白色申告にかかわらず、現在の所得税法56条において家族労働が認められていないことは、男女平等の精神に反する。56条の廃止を求めること。
- (4) DV被害者は母子ともに精神的にも傷ついており、PTSDに起因する問題を抱えながらの自立は困難です。DV被害者の公的受け入れを拡大すること。民間シェルターにおける子どもの学習支援を公的機関と同じように行うこと。さらに、シェルターをでた被害者や子どもの居場所づくり、成長する場所づくりを目的とした施設は不可欠です。親と子の居場所「ハートスマイル」は被害者自らが成長するための場所ですが「鳥取県子育て支援モデルプロジェクト事業(国10/10)」は23年度限りで終了します。鳥大教授も「被害者自身が取り組む施設は必要だ。自立のため必要」と評価されている。わずか実質7か月の支援でなく、継続した支援制度をつくること。
- (5) 県職員削減計画は中止すること。
- (6) 吉方1丁目と対岸の吉方温泉2丁目の護岸浸食対策及び、護岸の葦の群生のゴミ溜まり対策をすること。